

第 35 号議案

教育職員免許状に関する規則の一部改正について

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年 11 月 1 日

滋賀県教育委員会

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和36年滋賀県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「第7号」を「第6号」に改め、

「(3) 成年被後見人又は被保佐人
(4) 禁錮以上の刑に処せられた者
(5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
(6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
(7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」

「(3) 禁錮以上の刑に処せられた者
(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者
(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者」

改める。

付 則

- 1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の教育職員免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則について

1 改正の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）による教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、教育職員免許状に関する規則（昭和 36 年滋賀県教育委員会規則第 1 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 教育職員免許法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。（別記様式第 5 号関係）
- (2) この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行することとします。

教育職員免許状に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第32条 別記様式第1号から第4号 省略</p> <p>様式第5号 (第3条、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第9条関係) 宣誓書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>わたくしは、教育職員免許法第5条第1項第3号から第7号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> </div> <p>注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。 (教育職員免許法抜粋)</p> <p>第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>(4) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(5) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>(6) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>(7) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(用紙 日本産業規格A列4番)</p>	<p>第1条から第32条 別記様式第1号から第4号 省略</p> <p>様式第5号 (第3条、第3条の4、第3条の5、第4条、第4条の2、第5条、第9条関係) 宣誓書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>わたくしは、教育職員免許法第5条第1項第3号から第6号までに規定する者に該当しないことを宣誓いたします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">氏 名 ㊟</p> </div> <p>注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。 (教育職員免許法抜粋)</p> <p>第5条 普通免許状は、別表第1、第2若しくは第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、第2若しくは第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 禁錮以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者</p> <p>(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者</p> <p>(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者</p> <p>(用紙 日本産業規格A列4番)</p>
<p>様式第6号から第23号 省略</p>	<p>様式第6号から第23号 省略</p>